

宍議第 455-2 号

令和6年1月22日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市議会議長 浅田雅昭

第4次宍粟市障がい者計画・第7期宍粟市障がい福祉計画・
第3期宍粟市障がい児福祉計画（案）に対する議会意見の提出について

標記のことについて、宍粟市議会基本条例第11条第2項の規定により、別紙
のとおり意見を提出します。

【第4次宍粟市障がい者計画・第7期宍粟市障がい福祉計画・
第3期宍粟市障がい児福祉計画（案）に対する意見】

1. アンケート調査の結果の概要

P18 課題とする事項 ③就労支援の強化について、方向性の一つに、「地元企業に対して、受託作業（内職）の斡旋の働きかけ」とある。

意見

受託作業は、内職以外に、施設外就労や農福連携など、幅広く企業等に働きかける必要がある。

2. サービスの種類ごとのニーズと今後の方向性

P18

意見

医療的ケア児等を支援する「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」への方向性が記述されていない。また、合理的配慮を民間事業者に義務付ける改正差別解消法（令和6年4月施行）の取組について、具体的な実施事業を示す等、民間事業者等にどう啓発を行うのか記述する必要がある。

3. 基本目標Ⅰ 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

P24 ①こどもの発達段階に応じた人権教育の推進

意見

「・・・柔軟に学びの場を選択・変更できるインクルーシブ教育を推進します。」を「インクルーシブ教育の推進にむけ全教職員の障害特性等への正しい認識、合理的配慮の理解推進」に改められたい。

意見

医療的ケア児及び家族への支援について、新たな項目を設ける必要があるのでは。具体の項目では、医療ケア児に対応した放課後デイサービスや短期入所などの記述が不足している。また、ケア児の小中学校への入学対応なども記述すべきではないか。

4. 基本目標Ⅴ 安心で配慮のあるまちづくりの実現

P34 (2)情報の円滑な取得や利用しやすい環境の整備

意見

動画配信等、聴覚に障がいがある人への合理的配慮が不足している。